



デマンド交通乗合サービス
チョイソコかりや運行事業
公募型プロポーザル実施要領



1 目的

この要領は、刈谷市において実証実験を行う「デマンド交通乗合サービスチョイスコカリヤ」の運行事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザルにより企画提案を募集し、運行にあたって最も適切な事業者を総合的に審査し、決定することを目的とする。

2 事業概要

(1)事業名

デマンド交通乗合サービスチョイスコカリヤ運行事業

(2)事業内容

チョイスコカリヤの登録利用者の予約に応じて、乗合による目的地(公共施設、協力企業等)への輸送を行う。

(3)事業期間

令和5年11月から令和7年3月末まで（道路運送法第21条による実証運行を予定）

※実証期間:1期_令和5年11月～令和6年11月

:2期_令和6年11月～令和7年3月末 として申請手続きを予定

※実証内容に応じて、開始時期や実証期間等を変更する場合あり

(4)運行区域

刈谷市内の国道1号以北の市域及び富士松駅、富士松支所

(5)車両台数

1台

(6)運行日

平日のみ(土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は運休)

(7)運行時間

8時30分から16時までの降車の予定とする。

※乗務員の休憩については、必要な休憩時間を確保した実施体制を掲載すること。

(8)運賃

1人あたり200円～300円の定額を想定。また、非接触決済機を導入予定のため、車両内で乗務員が現金もしくは電子決済にて運賃を収受する。

(9)業務内容

車両に設置したタブレット（運行指示用車載器）の運行指示に従い乗降場所へ移動し、利用者の乗降を行う。

(10)予約受付

予約受付・配車指示、オンデマンドシステムの管理は、オペレーションセンターが行うため、運行事業者の対応は不要である。

3 参加資格について

本業務の公募型プロポーザルに参加するものは、以下の要件をすべて満たすこと。

- (1)刈谷市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続き開始の申立てまたは民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続き開始の申立てが行われた者でないこと。
- (3)刈谷市入札参加資格停止要領に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。

【第 167 条の4】

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第1項各号に掲げる者

- (5)刈谷市中小企業振興基本条例(平成29年 3 月 28 日条例第 16 号)第 12 条第7号及び 9 号に基づき、市内に事務所または事業所を有する事業者であること。
- (6)道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 4 条第 1 項に規定する一般乗合乗客自動車運送事業の許可を取得している者または今後取得を予定しているものであること。
- (7)重大な法令違反に対する行政処分経歴などがなく道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)21 条もしくは4条申請ができるものであること。

4 提案（プロポーザル）について

(1)提出書類・提出部数

- ・企画提案参加申込書（様式第 1）
- ・企画提案書（様式第 2 または任意様式）
- ・業務実施体制書（様式第 3 または任意様式）
- ・業務見積書（様式第 4 または任意様式）

※企画提案書、業務実施体制書、業務見積書は任意様式で提出する場合は A 4 サイズで作成することとする。なお、記載方法、枚数については指定しない。

提出部数は、6 部（正本 1 部、副本 5 部とする）

(2)提出期間

令和5年7月19日（水）正午～令和5年8月17日（木）午後5時（必着）

(3)提出方法

持参または郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。

なお、郵送事故等については参加者の自己責任とする。

(4)提出先

刈谷市都市政策部都市交通課（本書末尾に記載）

(5)提案内容

提案書には、次のⅠ～Ⅳまでのことをわかりやすく簡潔に記載すること。

Ⅰ 企画提案参加申込書 様式1

Ⅱ 企画提案書 様式2

- ・運行に必要な施設等について
- ・乗務員について
- ・運輸局への事業申請について
- ・その他の項目として具体的に提案できる内容等

Ⅲ 業務実施体制書 様式3

- ・会社概要 ・ 事業規模 ・ 事業内容と事業実績 ・ 運行管理体制 ・ 車両管理体制
- ・国土交通省による処分経歴 ・ 事故処理、危機管理能力
- ・優位性とアピールなど事例や提案事項

Ⅳ 業務見積書 様式4

運行するにあたっての1日あたりの1台の運行費用（消費税込み）

積算にあたり、下記表の費用を事業者負担と見込み、週5回の運行で、運行時間を8時30分～16時までの降車とした場合による1日あたりの1台の運行費用を算出すること。

なお、車両（車体のラッピングも含む。）は株式会社アイシンが調達し、車両取得時の自動車重量税（自動車税及び自動車重量税は非課税）、自賠責保険、法定点検、燃料費は、株式会社アイシンが負担する。

| 【積算に含める事項】 |
|--|
| ・乗務員人件費 |
| ・車両、タイヤ(夏もしくは冬タイヤ)保管費用 |
| ・任意保険(対人・対物・同乗者無制限、車両保険) 車両は新車ハイエースGウェルジョイン2.7L型式TRH224W-VTZYE想定 |
| ・その他運行管理にかかる経費 (車両清掃・洗車・運賃管理・乗務員と連絡がとれる通信費用(携帯電話等) ・運輸局へ本事業の届け出等 |

※タブレット(運行指示用車載器)、通信費(SIMカード)、充電ケーブル、車載器固定ホルダー、ドライブレコーダ、その他車載器関連機器は株式会社アイシンから貸与

5 審査

(1)審査方法

刈谷市、株式会社アイシンから審査員を選出し、提案書について審査基準に基づき総合的に審査する。

審査の結果、最高点のものを本事業の契約候補者とする。

なお、審査基準については、公表しない。

(2)プレゼンテーション

①日時等

令和5年8月23日(水)に刈谷市役所にて、審査員に対し、4提案(プロポーザル)について(1)提出書類に示した「企画提案書」、「業務実施体制書」、「業務見積書」に沿って説明すること。併せて質疑応答も行う。

プレゼンテーションの時間及び場所の詳細については、令和5年8月21日(月)までに電子メールで通知することとする。

②説明要領

(ア)参加できる人数は4名以内とする。

(イ)1者あたりの時間は以下のとおりとする。なお、参加申込者数により時間を変更する場合がある。

・プレゼンテーション：20分以内

・質疑応答：20分程度

(ウ)説明に際して、プロジェクタ等の機器を用いることができる。なお、刈谷市で準備する機材は、プロジェクタ、スクリーンとし、参加申込書等の提出に併せて申し出ること。他の機材は参加者にて当日持参すること。

6 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

提案にかかる全ての書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) 書類取扱い

提出書類の著作権は、提案者に帰属するが、書類は返却しない。なお、提出書類は、本プロポーザル以外の目的では使用しない。

(3) 特許権等

提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、施工方法等を使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

(4) 失格または無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

- ・実施要領に定める資格、要件が備わっていない場合
- ・期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出した書類に虚偽の内容を掲載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・審査の委員に対して、直接間接問わず接触を求めた場合または接触した場合
- ・他の参加申込者と提案の内容とその意思について相談を行った場合
- ・契約候補者選定終了までの間に、他の参加申込者に対して提案の内容を意図的に開示した場合
- ・その他不正のあった場合

(5) 辞退

参加申込後に辞退する場合は、下記により届け出ること。

提出書類：「(任意様式) 辞退届」

提出場所：刈谷市都市政策部都市交通課

(6) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできない。

(7) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない。

(刈谷市または株式会社アイシンが補正等を求める場合を除く)

(8) その他

- ・参加申込者は、参加申込書の提出をもって、実施要領に記載の内容に同意したものとする。
- ・提出書類について、問い合わせを行う場合がある。

7 提案募集及び選定のスケジュール

- ア 実施要領配布 令和5年7月19日（水）刈谷市公式ホームページにて公開
(https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/road_park/kotsu/1014383/index.html)
- イ 質問受付 令和5年8月8日（火）まで 下記メールアドレスへ質問送付
刈谷市都市政策部都市交通課 (tokou@city.kariya.lg.jp)
- ウ 質問回答 随時、質問及び回答を刈谷市公式ホームページにて公開
(https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/road_park/kotsu/1014383/index.html)
- エ 提案書の提出 令和5年8月17日（木）午後5時まで
刈谷市都市政策部都市交通課
- オ 提案説明・質疑 日時：令和5年8月23日（水）14時00分から
場所：刈谷市役所401会議室
- カ 審査結果通知 令和5年8月25日（金）電子メールにて発送

8 契約に関する基本事項

契約候補者に選定された者と刈谷市及び株式会社アイシンが協議し、事業実施に係る仕様を確定させた上で株式会社アイシンと契約を締結する。契約にあたっては、基本仕様書で示した業務内容を遵守するとともに、提案された内容を基本に、刈谷市、株式会社アイシン及び契約候補者との三者協定とする。

9 問い合わせ及び提案書提出先

【本事業についてのお問い合わせ及び提案書提出先】

刈谷市都市政策部都市交通課 担当 内藤、岡田
住 所：〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地
電 話：0566-95-0004 F A X：0566-23-9331
メール：tokou@city.kariya.lg.jp

【本事業についてのお問い合わせ】

株式会社アイシンチョイソコ担当 大屋、上原
住所：〒448-8605 愛知県刈谷市相生町1丁目1番地1アドバンス・スクエア刈谷8F
電話：0566-62-8135
メール：hayato.uehara@aisin.co.jp（上原）